



訴 状

2016 (平成28) 年4月19日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

損害賠償請求事件

訴額

2億3320万円

貼用印紙額

72万2000円



請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売または頒布してはならない。
- 2 被告らは、別紙ウェブサイト目録記載の各記事を削除せよ。
- 3 被告らは、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙ウェブサイト目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 4 被告らは、各原告に対し、連帯して各110万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払え。
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 6 第1項、第2項、第3項及び第4項は、仮に執行することができる。
との裁判を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告ら

- (1) 原告部落解放同盟（以下「原告解放同盟」という。）は、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である（甲1）。
- (2) 原告組坂繁之は、被差別部落出身者であり、原告解放同盟では中央執行委員長の役職についており（甲2）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号とされる情報が公開されている者である。
- (3) 原告片岡明幸は、被差別部落出身者であり、原告解放同盟では中央執行副委員長の役職についており（甲3）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号とされる情報が公開されている者である。
- (4) 原告西島藤彦は、被差別部落出身者であり、原告解放同盟では中央書記長の役職についており（甲4）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号とされる情報が公開されている者である。
- (5) 原告藤川正樹は、被差別部落出身者であり、原告解放同盟では神奈川県連合会伊勢原支部長の役職についており（甲5）、現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号とされる情報が公開されている者である。
- (6) 原告宮瀧順子は、被差別部落出身者であり（甲6）、現に別紙ウェブサイト目録3に氏名、住所、電話番号とされる情報が記載されている者である。
- (7) その他206名の原告ら（合計212名）は、被差別部落出身者であり、ほとんどが現に別紙ウェブサイト目録3に氏名、住所、電話番号とされる情報が記載されている者である。

2 被告ら

- (1) 被告示現舎合同会社（以下「被告示現舎」という。）は、神奈川県川崎市多摩区三田に本店を置く、書籍・雑誌その他の印刷物、及び電子出版物の企画・制作・販売等を目的とする会社である。
- (2) 被告宮部龍彦（以下「被告宮部」という。）は、示現舎合同会社の代表社員であり、鳥取ループを名乗り、ウェブサイト「鳥取ループ」(<http://tottoriloop.miya.be/>)を運営している者である（甲7・8）。鳥取ループがウェブサイト「同和地区 Wiki」(<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>)を開設し運営・管理している者であることから（甲9）、被告宮部はウェブサイト「同和地区 Wiki」を開設し運営・管理している者だといえる。また、被告宮部は、自身が「示現舎編集長 鳥取ループこと宮部龍彦」であることを前提として、ウェブサイト「同和地区 Wiki」を開設し運営・管理している旨を複数回記載している（甲11・甲18・甲20）。
- (3) 被告三品純（以下「被告三品」という。）は、被告示現舎の業務執行役員であり、被告宮部とともにウェブサイト「示現舎」「同和地区 Wiki」を運営・管理している者である。

第2 被告らの権利侵害行為

1 出版準備作業と出版予定物の内容

(1) 本件出版準備作業

被告示現舎は、自身のウェブサイトにおいて、赤い背景の右上に「復刻」、中央に「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」、下部に「財団法人中央融和事業協会全国部落解放協議会」「示現舎」と記載した画像を掲載（甲10・2頁）し、その画像の下には「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2

016年4月1日に発行いたします。」「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」(甲10・3頁)と記載し、2016年4月1日に「全国部落調査」という書籍を出版することを具体的に示している(以下、この被告示現舎が出版を予定している「全国部落調査」という書籍を「本件出版予定物」という。)

なお、甲10・2頁では予約注文が中止になった旨記載されているが、これはアマゾンでは本件出版予定物が発売禁止の取り扱いとされただけであり、甲10の掲載は続いており、本件出版予定物の出版自体が中止となったわけではなく、実際にも後述のとおり、内容が同じ書籍が出版され、発売された。原告らの一部が債権者となって申し立てた仮処分によってようやく、現在のところ出版が禁止された形になっているにすぎない。

(2) 出版予定物の内容

被告示現舎は、自身のウェブサイト(甲10)において、本件出版予定物の内容について次のとおり説明している。

「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」「原典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」(甲10・3頁)

被告宮部は、原告解放同盟中央本部から「貴職も承知のとおり、『部落地

名総鑑』は、相当数の企業や個人が購入し、就職や結婚の際の身元調査に利用されるなど、部落差別を助長する極めて悪質な差別図書として1975年11月に発覚しました。…当時の総理府総務長官が同年12月に、この『部落地名総鑑』について『…さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別文章が発行され、一部の企業においてはそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない』との談話を発表しており、明確な差別書籍と断言しています。今回、貴職が、差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求めるものです。」という内容のメールを受信している（甲11）のであり、本件出版予定物を出版することは、部落差別を助長する極めて悪質な行為だと認識し、または認識できる状況にある。

2 ウェブサイトの構造

(1) ウェブサイト「示現舎」(<http://jigensha.info/>)

被告らが、運営管理しているウェブサイトであり（甲21）、鳥取ループを名乗る被告官部が「全国部落調査」を取得して電子化し、ウェブサイト「同和地区 Wiki」に公開する旨掲載する（甲19）など、部落差別を助長する記事を多数掲載している。

(2) ウェブサイト「鳥取ループ」(<http://tottoriloop.miya.be/>)

被告官部が運営管理しているウェブサイトであり（甲23）、別紙ウェブサイト目録1(1)乃至(4)を掲載している（甲25）。

(3) ウェブサイト「同和地区 Wiki」

(<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>)

被告官部が運営管理しているウェブサイトであり（甲22）、別紙ウェブサイト目録

2・3の掲載、別紙ウェブサイト目録1(1)乃至(4)のリンクを掲載している。

(4) 被告宮部ツイッター (<https://twitter.com/tottoriloop>)

被告宮部が「鳥取ループ@示現舎」を名乗り、「これが、有田芳生@aritayoshifu 参議院議員の質問にあった部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』です。国会でも取り上げられたことですし、1人でも多くの人に読まれるべきです。」と述べて別紙目録1をダウンロードすることができるリンクを貼る(23:20 - 2016年3月9日)、「1ページで表示できるようにしました」と述べて別紙目録4のリンクを貼る(4:22 - 2016年3月28日)、「全国部落調査の仮処分関係の書類ですが、もう必要ないのでオークションに出品しました。もちろん全国部落調査も付いています。ぜひ入札してください!」と述べてヤフーオークション(甲24)のリンク先を貼る(21:48 - 2016年3月28日)等の発信をしている(甲20)。

3 別紙目録記事の内容

(1) 別紙目録1

「全国部落調査」の画像データをダウンロードすることができるリンク、同PDFデータをダウンロードすることができるリンク、同テキストデータをダウンロードすることができるリンクなどが記載されたウェブページである。

後記第3に記載するように、これら「全国部落調査」は、いわゆる「部落地名総鑑」と同じく、部落差別を助長し、固定化する機能を有するものであり、インターネットで不特定多数の者が常時閲覧することができる状況にするのは悪質である。

(2) 別紙目録2

全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表を記載したものであって、「備考」欄には「この地区に特徴的な

苗字は〇〇」「電話帳で〇〇姓は△世帯」（代理人注：記事においては〇〇部分に具体的な苗字が記載され、△部分には具体的な数字が記載されている）などの記載がある。

このように、「部落所在地」などを記載するだけでも問題であるが、特徴的な苗字やその世帯数までも記載していることからすると、被差別部落出身の個人を特定し、差別を助長しようとする意図が存在することは明らかである。

(3) 別紙目録3

原告解放同盟の中央本部役員や原告解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、被告らにおいて一方的に原告解放同盟と関連があると断じている社団法人の関係者や地方議員などについてまでも、その住所や電話番号等の、明確に個人のプライバシーに属する情報を一覧形式で記載したものである。

悪質なことに、被告らは、別紙目録3の記事の冒頭には「これは不完全なものであり、活用する際には情報を鵜呑みにせずに、各自追加検証を行ってください」などと記載した上で、相当数の人物について犯罪に関与した旨の記載を付記している。また、被告らは、同じく別紙目録3の記事の冒頭に『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」などと部落差別を煽るような記載をしている。

(4) 別紙目録4

横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件の仮処分決定後、同日に掲載されたものである。別紙目録2と同様の記載がある。

冒頭に「これらの地域にお住まいの方は、『私は被差別部落出身者です』と言って横浜地方裁判所に仮処分を申し立てれば、気に入らない出版物の出

版を差し止められるかも知れません。」と述べており、部落差別を煽り、部落差別を助長しようとしている。

(5) 別紙目録5

被告らによると、「本書は、昭和11年3月に作成された「全国部落調査」を復刻したものである。」「原典は336ページの謄写版印刷であり、縦書きで、「各府縣部落調査」は手書き、それ以外は活字である。復刻版は、これを横書きとして、約200ページにまとめた。」

後記第4に記載するように、この「全国部落調査」は、いわゆる「部落地名総鑑」と同じく、部落差別を助長し、固定化する機能を有するものであり、インターネットで不特定多数の者が常時閲覧することができる状況にするのは悪質である。また、別紙目録5は、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件の出版等差止仮処分決定後にインターネット上に公開されたものであり、同仮処分決定を潜脱するものである。

4 小括

このように、①被告宮部及び被告示現舎は、被告示現舎のウェブサイトにおいて「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」と告知し、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区 Wiki」において「全国部落調査」を電子データ化したものを公開する(別紙目録1(1)~(3))。②被告宮部が、「鳥取ループ@示現舎」名義のtwitterに「1ページで表示できるようにしました」などとして、上記「全国部落調査」から各種データを整理したと思われる一覧表を収納したPDFファイルなど案内し、ホームページ上に掲載を続ける(別紙目録1(4)・2)。③被告宮部が、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区 Wiki」において「部落解放同盟関係人物一覧」と題する

ページを開設し、原告らの住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを原告らの承諾なく掲載する(別紙目録4)などの権利侵害行為を行っている。

第3 権利侵害の存在

1 本件各記事が原告らのプライバシーの権利を侵害すること

(1) 本件各記事の内容

前記第2の1記載のとおり、本件各記事の内容は、①復刻版と称して、被告らの言によれば「原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」に「原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載」したというもの(別紙書籍目録の記事、別紙ウェブサイト目録1の記事)、②全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表を記載したものであって、「備考」欄には「この地区に特徴的な苗字は〇〇」(注：記事においては〇〇部分に具体的な苗字が記載されている)などの記載があるもの(別紙ウェブサイト目録2の記事)、③原告解放同盟の中央本部役員や原告解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、被告らにおいて一方的に原告解放同盟と関連があると断じている社団法人の関係者や議員などについてまでも、その住所や電話番号・団体における役職等とされる情報を一覧形式で記載したもの(別紙ウェブサイト目録3の記事)である。

(2) 別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明白である

本件各記事のうち、別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明白である。

別紙ウェブサイト目録3の記事は、原告解放同盟の中央本部役員や原告解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、被告らにおいて一方的に原告解放同盟と関連があると断じている社団法人の関係者や地方議員などに

ついてまでも、その住所や電話番号・団体における役職等とされる情報を一覧形式で記載したものであるところ、原告らをはじめとする各記載対象者はいずれも、自らの住所等について被告らが作成した別紙ウェブサイト目録3の記事の体裁をもってインターネット上に公開されることを望んでいないことは明白である（甲2～6）。

そもそも、一般的に見ても、個人がどこの住所地に居住しているかは当該個人にとって広く社会に公開されたくないプライバシー情報であることは疑いのないところであり、早稲田大学名簿提出事件（最判平成15年9月2日）・NTT電話帳事件（東京地判平成10年1月21日）など判例においても承認されているところである。

加えて、上述したとおり、現在もなお同和地区出身者であるというだけで就職・結婚等の人生の大きな選択に際して不当極まりない差別を受けるといふ現状を踏まえた場合、別紙ウェブサイト目録3の記事をもとに記載対象者が特定され、不当な差別を受ける危険性は極めて高い。

被告らが運営に関与する示現舎のホームページでは、「部落探訪」などと題して同和地区を同ホームページ運営者らが訪れ、同和地区の写真を多数掲載した上で「大阪の部落は昔は不法投棄が非常に多く…今はかなり改善されたが、ここではまだ問題があると感じる」などと、あたかも訪問した同和地区において廃棄物の不法投棄などの違法行為が横行しているかのような記事を掲載しており（甲16）、かかる記事において示現舎ホームページ運営者が「探訪」した同和地区は複数かつ全国に及んでいることを合わせ考慮すれば、別紙ウェブサイト目録3の記事をもとにして、原告らをはじめとする記載対象者の住所地とされる場所めがけて訪問・郵便物の送付などの行為が行われる可能性も高い。

殊に、別紙ウェブサイト目録3の記事は原告らの電話番号とされる番号までも明示しており、別紙ウェブサイト目録3の記事を見た者らによって何ら

かの嫌がらせ行為が発生する危険も高い。

被告官部は同記事について「これを活用する際には」などと記事中に記載して、同記事を見た人が何らかの「活用」行為を行うことを奨励しているのであるが、同記事の記載内容及び記載の表現・体裁を考慮した場合、「活用」行為として考えられる行為は訪問・架電などの私生活の平穩を害する行為が含まれていることは容易に判断できる。ましてや、上述した通り、部落差別は就職や結婚などの人生の重大局面において部落出身者に理由を告げずに不利益な取り扱いをするという点に大きな特徴があるから、訪問などの目に見える形以外でも、人生のさまざまな場面において「同和地区出身である」ことを理由とした差別の被害に遭い続けることが容易に予想でき、その意味でプライバシー権の侵害の度合いは極めて深刻である。

さらに、同記事は、記載対象者について原告解放同盟等の各団体における役職とされるものを記載しているが、不当にも部落差別が残存する現状を踏まえたとき、原告らにおいて、原告解放同盟等の役職についていることに関し同記事のような体裁をもってインターネット上に公開されることは一切欲していないことは明白であって、その意味でも同記事はプライバシー権を侵害する。

以上の通り、別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明らかである。

- (3) 別紙ウェブサイト目録1及びウェブサイト2の記事並びに別紙書籍目録の記事がプライバシー権を侵害することも明白である

別紙ウェブサイト目録1及び2の記事並びに別紙書籍目録の記事は、それ自体としては原告らの住所地とされる住居表示を明示しているわけではない。

しかしながら、原告らの住所を既に知っている者にとっては、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事を見れば原告らが「被差別部落出身者」とし

てインターネット上に表示されていることが判明するのであって、現在も残る不当な部落差別を前提とした場合には「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事がプライバシー権を侵害することは明らかである（この点、世間一般の人からは問題となった記事における人物の特定ができなかった場合であっても、当該人物を知っている者が記事を読めば人物の特定が可能であるケースにおいてプライバシー権侵害を認めた「石に泳ぐ魚事件」の各審級における判決が参考となる）。

部落差別は、差別を受ける人物が「同和地区」（差別する側によって「特殊部落」などと言いなすこともある）という、特定の地理的な範囲を有する場所に居住している（あるいはその出身である）ことを理由とする差別である。そうだとすれば、原告らの住所を既に知っている者はもちろんのこと、原告らの住所は正確には知らないが、どの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事を見れば原告らが「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されていることが判明するのであるから、これらの記事が原告らのプライバシー権を侵害することははいよいよ明らかである。

原告らの住所を知らない者を念頭に置いたとしても、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事は、被告ら自ら「全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」と認めている内容が記載されている。

このような情報と、別紙ウェブサイト目録3の記事に記載されている原告らの姓名、住所、電話番号及び職業等として記載されている情報とを合わせれば、特定人がどこの被差別部落出身として表示されていることが容易に判明する。すなわち、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事は、部落差別という重大な社会的差別の原因になる情報を記載しているのであり、これ

は第三者が察知することで個人の内面が他人の知り得るところになるのであるから、人格的自律が困難になるいわゆる「プライバシー固有情報」に該当することは明らかである。

その意味で、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事が原告らのプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

万が一、別紙ウェブサイト目録1及び2などの記事について、それ自体秘匿性が高くない個人情報であると判断される場合であったとしても、自由に第三者へ情報が流通し、大量に集積され分析の対象とされる場合には、「プライバシー固有情報」を中心とする個人の内面に迫ることになるのであって（早稲田大学名簿提出事件における最判平成15年9月12日参照）、やはりプライバシーの権利を侵害することは明らかである。

以上より、別紙目録1及び2の記事並びに別紙書籍目録の記事が原告らのプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

2 本件各記事が原告らの名誉権を侵害すること

本件ウェブサイト目録1ないし3記載の記事は、原告らの名誉権を侵害する内容を含む。

原告らの被保全権利としての名誉権は外部的名誉であり、名誉毀損は、個人原告らが社会から受ける客観的評価であるところの名誉を違法に侵害することである。

そこで、ウェブサイト目録1ないし3の記載をみると、これらの記載は、ウェブサイト目録3の記載と同1及び2の記載とあいまって、各個人原告が被差別部落出身者であることを摘示したものとなっている。

そこで、ある人が被差別部落出身者であるとの事実の摘示が、その人の社会的評価を低下させることになるかが問題になる。もちろん、被差別部落出身であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり、本来的に人格的

価値とは関わりがないことは言うまでもない。しかし、上述のとおり、現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在しているところである（甲2～6）。「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解されるから、別紙ウェブサイト目録1ないし3の記事は、各個人原告らの名誉権を侵害する（宇都宮地裁栃木支部昭和33年2月28日判例は、精神病者であるような印象を与える言説をしたケースで名誉毀損の成立を認めており、参考になる）

また、原告解放同盟は、構成員である部被差別部落民の権利行使のために活動する団体である（甲2）から、各個人原告の名誉権の侵害により、自らの有する名誉権も侵害されることとなる。

3 本件各記事が原告らの差別されない権利を侵害すること

(1) 私人間において差別されない権利

被告らは私人であるため、憲法の規定が直接に適用されるということはないが、被告らの行為によって原告らの人格権の侵害が生じているか否かの判断をするにあたって、憲法で定められた人権規定の趣旨を考慮することができる。

憲法14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。

人は皆、好むと好まざるとにかかわらず社会や世間から様々な評価をされて生きているが、人は、社会や世間から偏見を持たれていないと思うことができ初めて、円滑な社会生活を営むことができる。もし人が、自分に対する差別が社会に蔓延している（もしくは蔓延しているかもしれない）と感じた場合、人は日常生活において様々な心理的負担を負わなければならなくなり、円滑な社会生活を営むことができなくなる。円滑な社会生活を営む利益

は、すべての個人に保障されるべき利益であり、憲法上保護に値する利益である。そのような利益を保障するためには、自分に対して、差別すなわち一定の類型に向けられた嫌悪感や蔑視観に基づく行為が行われていないと確信を持てる環境が必要である。

そこで、憲法は、国家は差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという「非差別原則」を定めるとともに、主観的にも個人に「差別されない権利」を保障したのである。原告ら個人に「差別されない権利」が保障されており、憲法の明文から、これに「社会的身分又は門地」によって差別されない権利が含まれることは明らかであるから、原告らの人格権の侵害について検討する際には、原告ら個人に保障されている「社会的身分又は門地によって差別されない権利」の趣旨を考慮すべきである。

(2) 差別を助長する表現

ここで、本件ウェブサイト目録2及び3の記事をみると、これらの記事は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることあるいは部落解放同盟という被差別部落出身者を構成員とする団体の関係者であることを示す内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が摘示されることは、摘示された当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになる。

本件ウェブサイト目録1の記事は、全国に分布する被差別部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度に関する調査結果をまとめたものとされる「全国部落調査」であり、出版が予定されている書籍は、この復刻版と称して、被告らの言によれば「原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」に「原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載」したという

内容である。このような記事は、同様の内容を記載した「部落地名総鑑」が前述のごとく、就職差別や結婚差別に利用され、行政からも「差別図書」であるとの判断を受けたものである（甲2）ことからすると、差別を助長し、差別の固定化に寄与するものといえる。

よって、本件各記事は、原告ら個々人の差別されない権利を侵害するものである。

また、原告解放同盟は、構成員である部被差別部落民の権利行使のために活動する団体である（甲2）から、各個人原告の差別されない権利の侵害により、自らの有する差別されない権利も侵害されることとなる。

4 本件各記事が原告解放同盟の「業務」を円滑に行う権利を侵害すること

(1) 原告解放同盟の活動の目的

原告解放同盟とは、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である（甲1）。

原告解放同盟は構成員である被差別部落民の権利を守り、社会内に存在する差別を廃絶するための活動を、設立以来行い、現在もそのような活動を行っている団体である（甲2）。

(2) 「業務」を円滑に行う権利の侵害

ア 原告解放同盟の活動の阻害

前述のとおり、原告解放同盟は、就職差別及び結婚差別を被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組み、具体的には、人事資料や身元調査のために悪用された「部落地名総鑑」について、各方面にさまざまな働きかけを行ってきた（甲2～6）。

その結果、部落問題をはじめとする人権問題に取り組み、研修等を計

画的に行う企業があらわれ、各地に同和問題企業連絡会が結成された。また、1977年12月、労働省は、100名以上の従業員を抱えている国の事業所において「企業内同和問題研修推進員」を設置することを求める通達を、都道府県知事宛に発出し、多くの企業の中に人権問題に取り組む手がかりが作り出された。部落差別調査を規制する条例も、1985年3月の大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の制定を皮切りに、熊本県、福岡県、香川県、徳島県で制定された。

また、後述のとおり、「部落地名総鑑」の存在が明らかになると、行政から声明、通達、要請が行われ、これが差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識は社会的にも共有され、法務省は調査し回収した「部落地名総鑑」や販売用のチラシは焼却処分された。

これらの成果は、主に原告解放同盟の活動の成果であるが、本件記事のウェブサイト上への掲載や本件書籍の出版は、それらが就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが高くて高く、差別の解消をめざす原告解放同盟のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じることが明らかである。

この点に関しては、被告宮部が滋賀県に対して情報開示請求を行ったところ、その一部が非開示とされた決定についてその取消しを争った事件の最高裁平成26年12月5日判決が参考になる。この事件においては、滋賀県が、地域総合センターの施設の名称や所在地等を「要覧」としてまとめた、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分の適法性が争われた。同判決は、「本件非公開部分は、本件要覧の一部である本件目次及び本件一覧表のうち各地域センターの名称や住所等に係る情報が記載された部分であるところ、本件要覧は、本件目次及び本件一覧表において、上告人【代理人注：滋賀県をさす】の区域内に設置されている各地域センターの名称や所在地等を網羅的かつ一覧的

に掲記するとともに、各地域センターの概要の説明において、各地域センターが設置されている各地区の概要（その位置を含む。）、地区名、母子世帯・父子世帯数、生活保護世帯数、障害者のいる世帯数、就業の状況、教育の状況など、当該各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況に係る情報を詳細に記載したものである。そして、本件要覧は、その表紙に上告人が作成主体として明記されるとともに『同和対策地域総合センター要覧』との名称が記載されており、同要覧のはしがきや添付資料等の記載内容にも照らし、『同和対策』に関する資料として上告人が作成したことが明らかなものである。このような本件要覧の内容、構成や性質等に照らすと、本件要覧は、その作成の当時、普通地方公共団体である上告人が、各地域センターが設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に、各地域センターの名称や所在地等とともに上記各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覽的に掲記した資料であり、かつ、そのことが容易に看取される資料であるということができると記載情報の性格について判断した上で、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覽表に網羅的かつ一覽的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならない、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権

意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」として、滋賀県の行っている事業の遂行への支障を、差別意識の増幅・助長という観点から具体的に判断している。

イ 原告解放同盟の構成員たる被差別部落民の人格権の侵害

また、原告解放同盟の構成員は規約上「部落内外で活動する部落住民・部落出身者」とされており（3条）、被差別部落民であることが予定されている。この中に、本件原告らは含まれる。そして、被告らの行為によって、前述のとおり、原告ら個々人の人格権が侵害され、あるいは侵害されようとしているのだから、原告解放同盟は、構成員の人格権を内包する、「業務」上の権利を有していると解すべきである。

この点については、損害保険会社が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成20年7月1日）が、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利ということができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めたことが参照されるべきである。

なお、同決定では「法人」の業務遂行が問題になっているところ、本件の原告解放同盟は、いわゆる権利能力なき社団であるが、権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることがで

きない「総有」であるとされ（最判昭和32年11月14日）、共有持分権の大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、原告解放同盟の権利行使は、構成員の個々の権利の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

ウ 具体的な業務遂行への支障の発生

本件記事のウェブサイトへの掲載と本件書籍の出版によって、原告解放同盟関係者の自宅や連絡先が容易に推察され、その結果、差別ハガキや電話等の嫌がらせを受ける危険があり、そのことによって、原告解放同盟の職務遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。また、本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、原告解放同盟の役員らは、関係各所への働きかけや被告らへの対応などを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに業務遂行への支障が発生している。

エ 小括

したがって、本件記事のウェブサイトへの記載と本件書籍の出版は、原告解放同盟の「業務」上の権利をはなはだしく侵害するものといえる。

第4 権利侵害行為の前提事実

1 現在も残る深刻な部落差別

日本には、日本国憲法が平等権・平等原則を規定しているにもかかわらず、「同和問題」「部落問題」等と呼ばれる一連の差別問題が未だ存在していることは、厳然たる事実である。

(1) いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（甲12・同和対策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」）生活を余儀なくされていたのである。

明治政府は、1871（明治4）年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、1886（明治19）年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

(2) 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等権を明示し、重ねて同条2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24

条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は教育を受ける権利を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

しかし、その6年後である1975年に後記第4の2で述べる「部落地名総鑑」事件が発覚したのである。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

(3) 現在もなくならない部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的

として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

ア 職安法5条の4立法過程とその運用実態

1998年6月、大阪市内にある株式会社日本アイビー社とその子会社であるリック株式会社が多数の企業から依頼を受け、就職希望者が被差別部落出身かどうかなどの差別身元調査をおこなっていた事実が発覚した。リック株式会社は依頼企業からFAXで送られてきた履歴書に基づき調査を実施していた。この事件を契機に、差別につながる個人情報を集めることを禁止する職業安定法5条の4が立法され、同法48条を受けた労働大臣の指針では、収集してはならない個人情報として「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出その他社会的差別の原因となる恐れのある事項」などが示された。

しかし、2014年、日本労働組合総連合会の調査により、面接などで本籍・出生地・家族の職業など就職差別につながる職安法5条の4違反の質問が横行している実態が明らかにされた。また、2015年、東京都労働局の調査によると、職安法5条の4に違反するエントリーシートが使用されていたことが明らかになった（甲15）。

このように就職に際して、被差別部落出身者かどうかを判断するための調査・情報収集がなされるのは、現在においてもなくなっていない。

イ 多発する戸籍謄本等不正取得事件

（ア）2005年に発覚した兵庫県、大阪府、京都府の事件

兵庫県、大阪府、京都府の行政書士や司法書士が、職務上請求用紙を不正使用して、約500件の戸籍謄本等を全国から不正取得していたことが発覚した。戸籍謄本等は、そのまま興信所に横流しされ、興信所はそれを身元調査に利用していた。

（イ）2006年に逮捕された名古屋の事件

名古屋の大手興信所が、委任状を偽造して戸籍等を大量に不正取得していたことが発覚した。この興信所では、結婚相談や素行調査の依頼があると、所有する約1500本の市販の印鑑を使用して委任状を偽造し、「財産分与」名目で約1000件の戸籍謄本等を不正取得していた。

(ウ) 2007年8月に発覚した三重県の事件

三重県の行政書士が横浜市内の興信所から依頼を受け、517枚の職務上請求用紙を不正使用するという事件が発覚した。

(エ) 2007年12月に発覚した大阪府の事件

探偵業者が、委任状を偽造して戸籍謄本等を不正取得していたことが発覚した。

(オ) プライム事件

2011年11月に約1万件に及ぶ司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件（以下「プライム事件」という。）が発生した。愛知県警は、東京都内の司法書士や元弁護士ら5人を偽造有印私文書行使と戸籍法違反などの疑いで逮捕した。プライム事件では、事件の主犯格である探偵社社長に懲役2年6ヶ月（実刑）、プライム総合法務事務所経営者に懲役3年（実刑）の判決が出された。司法書士には罰金250万円の判決が出された。

プライム総合法務事務所の経営者は、法廷で「依頼の8割から9割は結婚相手と浮気の調査だった」と証言している。また、探偵社社長は、部落解放同盟の質問に対して「半分は結婚相手の身元調査依頼」と説明している。

(カ) 小括

これらの不正取得者の証言は、いまだに結婚時に身元調査をしようとする動機が存在することの証左である。そして、身元調査により、調査対象者が被差別部落出身者であることが分かれば、身元調査依頼者はそ

の結婚を受け入れない。すなわち、身元調査はそれ自体が部落差別なのである。

2 『全国部落調査』出版・公開の問題点

(1) 「部落地名総鑑」事件とは

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という。）、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ223社（人）にも達した（購入者数が「延べ」となるのは、同一の「地名総鑑」を2冊購入したり、購入後コピーをしたりした企業があったこと等による。）（甲13・16頁）。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事項かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とある（甲13・14頁）。採用面接時の質疑応答によって、被差別部落出身者を採用から排除するのが難しいから、「部落地名総鑑」を

利用して「制裁を受ける」ことなく被差別部落出身者を採用から排除するということである。

(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分な配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された（甲14・116～117頁）。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである（甲2）。

(3) 「部落地名総鑑」事件のその後

1989年7月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきた…8種類の部落地名総鑑が販売されており、これまでに発行者2名及び購入者203社（人）（延べ219社）について勧告等の処理をした。本年7月、法務省は、残りの発行者等11社（人）及び購入者3社（人）（延べ4社（人））について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。…」と文書を出した（甲13・36頁、甲14・156頁）。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点が多く、そもそもこの終了宣言時点でも「部落地名総鑑」事件が終了していないことは明らかであった。その後、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。

また、前記第4の1(3)で記載したように現在でも戸籍謄本等不正取得事件が多発しており、いわば形を変えて「部落地名総鑑」が存在し続けているのである。

「部落地名総鑑」は、被差別部落に関する情報のみが記載された図書であり、差別目的以外に利用価値がないといえる。「部落地名総鑑」の作成者や購入者が、どれだけ「差別目的を有していない、差別に利用していない」と弁明したとしても、差別目的以外に利用価値がないこと、前記第4の1で記載した現在も残る深刻な部落差別の状況を合わせ考えれば、作成者・購入者

に差別目的があることは明らかである。つまり、このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在するのである。これは個人的欲求という次元ではなく、企業や行政等の作為・不作為が作り出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るためには、「部落地名総鑑」と内容において共通する本件出版予定物が出版されることはあってはならず、また「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する別紙ウェブサイト目録記載の記事もインターネット等で公開されることはあってはならないのである。

第5 違法性

1 公共性及び公益性

前述のとおり、本件出版予定物や別紙目録4・5は、行政によって「差別図書」として利用されることが問題であるとされた「部落地名総鑑」と同趣旨の内容を持ち、差別を固定化あるいは助長する機能を果たすものであって、本件出版予定物や別紙目録4・5でなされる被差別部落の特定は公共の利害に関する事項に係るものとは到底いえない。

本件出版予定物や別紙目録4・5は、全国の被差別部落について、その地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものであって、これらの事項を現在において「復刻」という形で明らかにし、現在の地名を付記するという行為は、被差別部落に対する差別を固定化あるいは助長することを目的にするものであって、公益を図る目的によるものとはいえない。

2 極めて悪質な被告らの行為態様

(1) 被告が部落差別を助長する情報発信継続に執着していること

ア 別紙目録4の追加掲載

被告らは、前記第2の3(4)で記載したとおり、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の仮処分命令が出た直後、別紙目録4を新たに追加掲載しており、部落差別を助長する情報発信継続に執着しているといえる。

イ 別紙目録5の追加記載

被告らは、前記第2の3(5)で記載したとおり、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の仮処分命令が出たにも関わらず、別紙目録5を新たに追加掲載しており、部落差別を助長する情報発信継続に執着しているといえる。

ウ ヤフーオークションへの出品

被告宮部は、「人権団体が焚書坑儒を裁判所に申し立てて、しかも裁判所が認めるという、貴重な事件の資料です。後世プレミアが付くことは、おそらく間違いありません(無論、保障はできませんが)。報道された「全国部落調査」の全文コピーも付いていますが、解放同盟が印刷したもので、間違いなく部落解放運動のための資料なので、差別だと言いがかりを付けられる心配はないのでご安心ください。送料無料!3000円からのスタートです。」と説明した上で、本件申立てで添付している別紙目録等も含め、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の副本すべてをヤフーオークションへ出品した(甲24)。別紙目録を含めた副本をすべて合わせて落札者に提供すれば、前述してきたプライバシー権等の権利を侵害し、部落差別を助長することは明らかである。

また、上記被告宮部の発言、ヤフーオークションの質問に対する回答欄の発言等からすると、被告らが部落差別を助長することを意図して情報発信継続に執着していることは明らかである。

(2) 被告らによる原告らの人権侵害の意図は明確であること

ア 原告解放同盟との面談における被告宮部の言動

原告解放同盟は、本年4月1日に本件書籍の出版が予定されていることを知り、前述したとおり、本年3月3日に、「示現舎 編集長 鳥取ループ こと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」として面談を申し入れた（甲11）。そして、被告宮部と時間・場所について調整の上、同月8日午後、新宿の喫茶店で、原告解放同盟中央本部の西島藤彦書記長（本件原告）及び大西聡事務長と被告宮部（こと鳥取ループ）と面談を行った。

被告らは、被告示現舎ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、この経過について公開している（3月8日の面談について3月9日に掲載）。そこでは、原告西島が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということになる」と述べたのに対し、被告宮部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1ないし3の掲載を自分が行っていることを前提として、「『そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私がそのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている（甲11）。

被告らの人格権等侵害の意図はきわめて強固である。

イ 法務局指導への対応

2016年3月29日付で東京法務局長は、被告宮部に対し、「識別情報摘示による人権侵犯事件」として、「同和地区 Wiki」の運営管理等の被告宮部の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として削除等を求める行政指導を行った（甲26）。

しかし、被告宮部は、「『不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発

する目的』とは事実無根のことなのだが、実は先日岩城光英法務大臣が参議院の法務委員会でそのようなことを言ってしまったので、こうでも書いておかないと格好がつかんということなのだろう。」(甲26)、「法務局側が対応をエスカレートさせるなら、こちらの対抗措置もさらにエスカレートします。同和地区 Wiki 管理人としての声明も発表します。」(甲20)などと述べ、削除に応じないだけでなく、挑発的な態度を示している。

被告官部の人格権等侵害の意図はきわめて強固である。

(3) 裁判記録の暴露

ア 被告官部の別事件における訴訟記録の暴露

被告は、インターネット上に「住所でポン!」というタイトルのサイトを開設し、過去に出版された電話帳の情報をうい、大量の電話番号・氏名・住所情報を無料公開している(現在は「ネットの電話帳」に改名)。

2015年8月、被告官部は、プライバシー侵害を理由にして、ネットの電話帳に掲載されている氏名・住所・電話番号の削除と、60万円の賠償金の支払い等を求めて訴訟を提起され、その後仮処分申立てなども行われた。被告官部は、上記訴訟記録についても、原告から提出された主張書面及び証拠について、個人情報を含め全てをインターネット上で暴露した(甲17)。このように被告官部は、個人情報等を公開することに執着しており、本件訴訟の進行においても、その点に関する配慮が必要である。

イ 出版差止関係の訴訟記録の暴露

被告らは、本訴訟に先行する出版差止等仮処分命令申立(横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号)の申立書・陳述書・仮処分決定書等をインターネット上で暴露している(甲27)。このように被告らは、個人情報等を公開することに執着しており、本訴訟の進行においても、その点に関する配慮が必要である。

第6 故意又は過失

前記第5の2記載の原告解放同盟との面談における被告宮部の言動、法務局指導への対応、裁判記録の暴露等から被告宮部及び被告示現舎が権利侵害行為につき「故意又は過失」があることは明らかである。また、被告三品についても共同してウェブページ「示現舎」を運営していること、示現舎合同会社に住民票上の住所を置いていること等から、「故意又は過失」があることは明らかである。

なお、被告宮部及び被告三品が被告示現舎の業務執行役員としての地位を有し、権利侵害行為について悪意または重大な過失があることは明白であるから、被告宮部及び被告三品が合同会社の役員としての対第三者責任を負うことも、また明らかである

第7 損害

1 慰謝料

前述してきたように、本件ウェブサイト目録の記事あるいは出版予定物に記載されている情報は、「部落地名総鑑」と同じく、それらは就職差別や結婚差別のための情報として利用されるが、差別の特質上、いったんその情報が流出してしまえば、その後それがどのように利用されるか目に見えず、抑止は不可能である。すなわち、被告らの行為によって生じた原告らの損害は著しく回復困難なものであり、その精神的苦痛は甚大なものである。

上記精神的苦痛に対する慰謝料は、別紙当事者目録記載の各原告につき金100万円を下ることはない（本請求は、一部請求である。）

2 弁護士費用

弁護士費用は、別紙当事者目録記載の各原告につき損害額の1割である10万円をもって相当とする。

3 したがって、被告らは、原告らに対し、不法行為に基づき、連帯して各11

0万円（合計2億3320万円）の損害賠償義務を負う。

なお、各被告らの不法行為による損害賠償債務については、不真正連帯の関係になる。

第8 結論

以上、述べてきたように、被告らの不法行為により、原告らは、人格権としての、名誉権、プライバシー権、業務遂行権（憲法13条）及び差別されない権利（憲法14条）を侵害され、多大な損害を受けている。そして、この被告らの不法行為は、人格権に対する強度の侵害であり、金銭賠償のみでは原告らの被害の回復はできず、別紙書籍目録記載の著作物の出版等差止め、別紙ウェブサイト目録記載の各記事の削除、別紙ウェブサイト目録記載の各記事等につき一切の方法による公表の禁止がなされることが必要である。

よって、原告らは、被告らに対し、人格権としての、名誉権、プライバシー権、業務遂行権（憲法13条）及び差別されない権利（憲法14条）に基づき、別紙書籍目録記載の著作物の出版等差止め、別紙ウェブサイト目録記載の各記事の削除、別紙ウェブサイト目録記載の各記事等につき一切の方法による公表の禁止を求めるとともに、不法行為責任（民法709条・719条）、業務執行社員の責任（会社法597条）に基づく損害賠償として各々110万円（合計2億3320万円）及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証 拠 方 法

- 甲 1 号証 部落解放同盟規約
- 甲 2 号証 陳述書 (原告組坂繁之)
- 甲 3 号証 陳述書 (原告片岡明幸)
- 甲 4 号証 陳述書 (原告西島藤彦)
- 甲 5 号証 陳述書 (原告藤川正樹)
- 第 6 号証 陳述書 (原告宮瀧順子)
- 甲 7 号証 仮処分決定 (京都地裁平成 27 年 10 月 7 日)
- 甲 8 号証 鳥取ループ記事 (鳥取ループとは?)
<http://tottoriloop.miya.be/about/>
- 甲 9 号証 鳥取ループ記事 (同和地区 Wiki 開設しました)
<http://tottoriloop.miya.be/blog/2014/05/12/%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BAwiki%E3%82%92%E9%96%8B%E8%A8%AD%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F/>
- 甲 10 号証 示現舎記事 (本件出版予定物情報)
<http://jigensha.info/2016/02/08/zenkokuburaku/>
- 甲 11 号証 示現舎記事 (面談申込・面談レポート)
<http://jigensha.info/2016/03/07/bll/>
<http://jigensha.info/2016/03/09/bll-2/>
- 甲 12 号証 同和対策審議会答申
- 甲 13 号証 友永健三『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』解放出版社 2006 年
- 甲 14 号証 部落解放同盟中央本部編『終わっていない「部落地名総鑑事件」』解放出版社 1995 年
- 甲 15 号証 藤本忠義「企業・行政・法務局の今を問う」『部落解放』解放出版社 2015.710.6

添 付 書 類

- | | | |
|---|---------|--------|
| 1 | 訴状副本 | 3通 |
| 2 | 甲号証（写し） | 各3通 |
| 3 | 資格証明書 | 3通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 2 1 2通 |

【別紙】

書 籍 目 録

1

書籍名 全国部落調査
副 題 部落地名総鑑の原典
編 者 示現舎
体 裁 A5サイズ 全200頁 横書き 活字

2

書籍名 復刻・全国部落調査
編 著 財団法人中央融和事業協会
発行人 宮部龍彦
発行所 示現舎合同会社
体 裁 四六版 全195頁 横書き 活字 並製
番 号 ISBN978-4-908348-01-3

3

書籍名 小林建治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会5年のあゆみ
編 著 全国部落解放協議会
発行人 宮部龍彦
発行所 示現舎合同会社
体 裁 A5版 全196頁 横書き 活字 並製
番 号 ISBN978-4-908348-02-0

ウェブサイト目録

1 「全国部落調査」

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ及び同ページからダウンロードすることができる次のファイル。

(1) 「全国部落調査」の画像ファイル

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.jpg.zip>

(2) 「全国部落調査」のPDF形式ファイル

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE>

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.pdf>

- (3) 「全国部落調査」のテキスト形式ファイル

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.txt.zip>

- (4) 「全国部落調査」のhtmlページ

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/zenkokuburaku.html>

2 全国の同和地区

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%81%AE%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BA>

上記URLページからアクセスすることができる各都道府県ページ。

3 部落解放同盟関係人物一覧

(1) 元サイト

<http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7>

上記URLの全ページ。

(2) ミラーサイト

<http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7>

上記URLの全ページ

4 「復刻・全国部落調査」

(1) 「本文.pdf」

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%BE%A9%E5%88%BB%E3%83%BB%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB/%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf>

(2) 「A3 両面印刷対応プリンタ用.pdf」

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%BE%A9%E5%88%BB%E3%83%BB%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB/A3%E4%B8%A1%E9%9D%A2%E5%8D%B0%E5%88%B7%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%BF%E7%94%A8.pdf>

(3) 「A4 用紙に両面印刷し、中央を裁断して背を綴じて周囲を裁断.pdf」

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%BE%A9%E5%88%BB%E3%83%BB%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB/A4%E4%B8%A1%E9%9D%A2%E5%8D%B0%E5%88%B7%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%BF%E7%94%A8.pdf>

AA%BF%E6%9F%BB/A4%E7%94%A8%E7%B4%99%E3%81%AB%E4%
B8%A1%E9%9D%A2%E5%8D%B0%E5%88%B7%E3%81%97%E3%80%
81%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E3%82%92%E8%A3%81%E6%96%AD%
E3%81%97%E3%81%A6%E8%83%8C%E3%82%92%E7%B6%B4%E3%8
1%98%E3%81%A6%E5%91%A8%E5%9B%B2%E3%82%92%E8%A3%81
%E6%96%AD.pdf